

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年1月11日（令和5年（行情）諮問第8号）

答申日：令和6年3月8日（令和5年度（行情）答申第759号）

事件名：特定期間に東京労働者災害補償保険審査官が決定した審査請求事件の決定書及び審査資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「東京労働者災害補償保険審査官が決定した審査請求事件の決定書及び審査資料（令和4年特定月日Aから特定月日Bまでの文書）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年9月30日付け東労発総開第4-217号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

法5条6号に該当することにより不開示とされた箇所の全てについては、国の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が実態として含まれていないことから、開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和4年8月1日付け（同月2日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき、「東京労働者災害補償保険審査官が決定した審査請求事件の決定書及び審査資料（令和4年特定月日Aから特定月日Bまでの文書）」の開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和4年8月31日付け東労発総開第4-217号により開示決定等の期限を延長した上で、同年9月30日付け東労発総開第4-217号により部分開示決定の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和4年10月11日付け（同月13

日受付) で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項について変更又は追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「東京労働者災害補償保険審査官が決定した審査請求事件の決定書及び審査資料（令和4年特定月日Aから特定月日Bまでの文書）」であるところ、当該期間に決定した事案が2件あることから、対象文書を2つに整理し（以下「対象文書1」ないし「対象文書2」という。）、別表において、それぞれに文書番号を付与した。

(2) 対象文書1に係る不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

(ア) 文書1～7, 9～11, 13～22, 25, 27～34, 36～73, 77～88, 91～95, 98～128の不開示部分は、特定個人の氏名、署名、印影、生年月日等、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、当該情報は、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書1～128（2, 38は除く。）の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官及び東京労働者災害補償保険審査官が、労災請求に係る調査を行った内容及び特定個人等から提供された労災請求人に関する情報等が含まれている。これらの情報は、開示された場合、労災請求に係る特定の情報が明らかになることで特定個人の権利利益が害されるおそれがあること、また提供者が不当な干渉を受けること等が懸念され、仮に個人を識別することができない情報であったとしてもなお個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 文書56～57, 125～128の不開示部分は、本件決定書に係る労災請求に対する処分を行う特定労働基準監督署及び東京労働者災害補償保険審査官からの要請に基づく依頼文書及び医師が作成した意見書の内容である。これらの情報は、開示された場合、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持するこ

とが妥当である。

(エ) 文書1～128(2, 38は除く。)の不開示部分は、特定年月日に関する情報が含まれている。特定の個人が特定年月日の事件に関係しているという事実は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

(オ) 文書1～4, 22, 41～42, 44～47, 56～64, 85, 102, 104, 122, 127の不開示部分は、特定労働基準監督署名等に関する情報が含まれている。監督署名が開示された場合は、管轄する事業場が特定され、特定の個人が労災請求を行っている事実が明らかとなるおそれがあるところ、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

また、特定労働基準監督署の職員の氏名についても、市販されている職員録と照合することで労働基準監督署名が明らかとなることから、上記と同様のおそれを生じさせるものと認められるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

さらに、管轄局署についても、特定のコードを組み合わせることで、労働基準監督署名が明らかとなることから、上記と同様のおそれを生じさせるものと認められるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

(カ) 文書4～5, 7～8, 11, 13～17, 19, 21, 27～28, 33～35, 39, 43～44, 47, 49, 53～54, 61～64, 66～70, 73～81, 83, 85～90, 92, 94～95, 98～99, 102, 120～121, 123～124の不開示部分は、特定事業場に関する情報が含まれている。事業場名等が開示された場合は、特定の個人が労災請求を行っている事実が明らかとなるおそれがあることから、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号該当性

(ア) 文書10, 15~16, 39, 43, 54, 58, 85, 98, 121の不開示部分は、特定事業場の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法5条2号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書1, 4~5, 7~8, 11, 13~15, 17~37, 39, 43, 47~48, 57~103, 120~124の不開示部分は、特定事業場の業務内容や労災請求に係る被災状況及び関係資料等に関する情報であり、一般に公にしていらない内部管理情報である。これらの情報は、開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること及び労働基準監督署からの要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法5条2号イ及びロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性

(ア) 文書1, 47, 60~64, 122の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官及び東京労働者災害補償保険審査官が、本件決定書に係る労災請求に対する処分を行うに当たり、特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、個人の権利利益を害するおそれがあることは上記で述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係について客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。

したがって、これらの情報が開示された場合には、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書56~57, 125~128の不開示部分は、本件決定書に係る労災請求に対する処分を行う特定労働基準監督署及び東京労働者災害補償保険審査官からの要請に基づく依頼文書及び医師が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(ウ)で既に述

べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が特定個人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係について客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。

したがって、これらの情報が開示された場合には、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 文書1, 7～8, 17～19, 22～27, 30～35, 58～64, 69～103, 120～124の不開示部分は、特定事業場の業務内容等に関する情報であり、一般には公開していない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ(イ)ですでに述べたところである。

加えて、これらの情報は、守秘義務により、担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合は、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係を把握することが困難となる。

したがって、これらの情報が開示された場合には、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 対象文書2に係る不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

(ア) 文書1～7, 9, 11～36, 40～44, 46～51, 53～69の不開示部分は、特定個人の氏名、署名、印影、生年月日等、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、当該情報は、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが

妥当である。

(イ) 文書 1, 3～5, 8～12, 15～44, 46～69 の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官及び東京労働者災害補償保険審査官等が、労災請求に係る調査を行った内容及び特定個人等から提供された労災請求人に関する情報等が含まれている。これらの情報は、開示された場合には、労災請求に係る特定の情報が明らかになることで特定個人の権利利益が害されるおそれがあること、また調査協力者が不当な干渉を受けること等が懸念され、仮に個人を識別することができない情報であったとしてもなお個人の権利利益を害するおそれがあるため、法 5 条 1 号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 文書 59, 61 の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、医師が作成した意見書の内容である。これらの情報は、開示された場合は、当該医師が不当な干渉をうけることが懸念され、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法 5 条 1 号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

(エ) 文書 1, 3～6, 8, 9, 11～13, 15～69 の不開示部分は、特定年月日に関する情報が含まれている。特定の個人が特定年月日の事件に関係しているという事実は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、法 5 条 1 号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

(オ) 文書 1, 7, 14, 17, 20～30, 57～59, 55～69 の不開示部分は、特定労働基準監督署名等に関する情報が含まれている。監督署名が開示された場合は、管轄する事業場が特定され、特定の個人が労災請求を行っている事実が明らかとなるおそれがあるところ、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、法 5 条 1 号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

また、特定労働基準監督署の職員の氏名についても、市販されている職員録と照合することで労働基準監督署名が明らかとなることから、上記と同様のおそれを生じさせるものと認められるため、法 5 条 1 号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれ

にも該当せず、不開示を維持することが妥当である。

(カ) 文書16, 17, 22~44, 49~52, 65~69の不開示部分は、特定事業場に関する情報が含まれている。事業場名等が開示された場合は、特定の個人が労災請求を行っている事実が明らかとなるおそれがあるところ、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

イ 法5条2号及び6号ホ該当性

(ア) 文書17, 18, 29, 33, 40, 41, 69の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報は、開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書1, 3~5, 7~12, 15~18, 24~44, 47, 49~54, 56~60, 65~69の不開示部分は、特定事業場の業務内容や労災請求に係る被災状況及び関係資料等に関する情報であって、一般に公にしていない内部管理情報である。これらの情報は、開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること及び労働基準監督署からの要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法5条2号イ及びロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

また、独立行政法人等及び地方公共団体が経営する企業に係る事業については、法5条6号ホに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性

(ア) 文書1, 15, 23~27, 65~66の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が、本件決定書に係る労災請求に対する処分を行うに当たり、特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、個人の権利利益を害するおそれがあることは上記で述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれ

か一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係について客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。

したがって、これらの情報が開示された場合には、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当するため、不開示を維持することが妥当である。

- (イ) 文書1, 56, 59, 61の不開示部分は、本件決定書に係る労災請求に対する処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、医師が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(ウ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が特定個人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係について客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。

したがって、これらの情報が開示された場合には、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当するため、不開示を維持することが妥当である。

- (ウ) 文書1, 3~5, 8~12, 28~44, 47, 49~54, 57~58, 65~69の不開示部分は、事業場の業務内容や労災請求に係る被災状況や関係資料等に関する情報であり、一般には公開していない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ(イ)ですでに述べたところである。

加えて、これらの情報は、守秘義務により、担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合は、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係を把握することが困難となる。

したがって、これらの情報が開示された場合には、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難

となり，労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きの不開示情報にも該当するため，不開示を維持することが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした本件対象文書のうち，別表の「左欄のうち新たに開示する部分」に掲げる部分については，法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから，新たに開示する。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書の中で，「法5条6号に該当することにより不開示とされた箇所ของ全てについては，国の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が実態として含まれていないことから，開示すべきである。」と述べているが，上記3(2)及び(3)のウで説明しているとおり，法5条6号柱書きに該当することから，当該主張は失当である。

4 結論

以上のとおり，本件審査請求については，原処分において不開示とした部分のうち，上記3(4)で開示するとした部分について新たに開示し，その余の部分については，不開示情報の適用条項について法5条3号ロを同条2号ロに，同条6号を同号柱書きに改め，同条6号ホを追加した上で不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和5年1月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年12月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和6年3月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 本件開示請求に対し，処分庁は，本件対象文書の一部について，法5条1号，2号イ，3号ロ及び6号に該当するとして，不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対し，諮問庁は，諮問に当たり，原処分における不開示部分の一部を開示することとするが，その余の部分については，法の適用条項を法5条1号，2号イ及びロ並びに6号柱書き及びホに改めた上で，不開示とすることが妥当としていることから，以下，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開

示情報該当性について検討する。

- (2) なお、当該不開示部分は、原処分において、対象文書1では「以下の開示対象文書140頁から991頁まで852枚は不開示のため省略する。」、対象文書2では「以下の開示対象文書58頁から3,216頁まで3,159枚は不開示のため省略する。」とのみ記載された文書が開示されており、当該開示対象文書それ自体は開示実施文書に含まれていない。

2 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番122は、丙第19号証に記載された本件審査請求事件の番号である。当該番号は、諮問庁が開示することとしている情報から、審査請求人が推認できるものと認められる。

当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。さらに、これを公にしないとの条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

通番1ないし通番197は、東京労働者災害補償保険審査官が決定した審査請求事件の決定書及び審査資料（令和4年特定月日Aから特定月日Bまでの文書）である。

諮問庁の理由説明書（上記第3の3（2）及び（3））における説明を踏まえ、以下検討する。

また、上記第3の3（2）の対象文書1のア（ウ）を除く。）及び上記第3の3（3）の対象文書2のア（ウ）を除く。）に係る不開示情報該当性については、本件対象文書との整合性を、当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足して説明させたところ、下線部で示すとおりとのことであった。このため、当該補足説明を踏まえ、検討することとする。

ア 法5条1号該当性

- (ア) 通番1ないし通番6，通番9ないし通番22，通番25，通番27ないし通番29，通番32ないし通番34，通番36ないし通番73，通番77ないし通番88，通番91ないし通番94，通番98ないし通番135，通番137，通番139ないし通番158，

通番160ないし通番164, 通番168ないし通番179, 通番181ないし通番197

当該部分は、特定個人の氏名、署名、印影、生年月日、事件番号等、個人に関する情報であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地もない。

(イ) 通番1, 通番4ないし通番37, 通番39ないし通番41, 通番43ないし通番44, 通番47ないし通番103, 通番105, 通番107, 通番109, 通番111, 通番114, 通番116, 通番119ないし通番129, 通番131ないし通番133, 通番136ないし通番140, 通番143ないし通番148, 通番150ないし通番172, 通番175ないし通番182, 通番184ないし通番189, 通番191ないし通番197

当該部分には、特定労働基準監督署の調査官及び東京労働者災害補償保険審査官が、本件労災請求に係る調査を行った内容及び特定個人等から提供された労災請求人に関する情報等が含まれており、これを公にすると、労災請求に係る特定の情報が明らかになることで、特定個人の権利利益が害されるおそれがあると認められ、法5条1号後段に該当するものと認められる。また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

(ウ) 通番1, 通番3, 通番12ないし通番16, 通番39, 通番41ないし通番47, 通番73, 通番129, 通番131, 通番143ないし通番144, 通番148ないし通番150, 通番175, 通番190, 通番191

当該部分には、本件審査請求事件に関連する特定年月日に関する情報が含まれており、これを公にすると、特定の個人が当該特定年月日の事件に関係しているという事実が明らかになるおそれがあると認められ、法5条1号後段に該当するものと認められる。また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

(エ) 通番1ないし通番4, 通番15ないし通番16, 通番22, 通番39ないし通番47, 通番49ないし通番104, 通番118, 通番129ないし通番131, 通番135, 通番142ないし通番158, 通番160ないし通番174, 通番176ないし通番183, 通番185ないし通番190, 通番192

当該部分には、特定労働基準監督署名等に関する情報が含まれており、これを公にすると、特定労働基準監督署名から管轄する事業場が特定され、特定の個人が労災請求を行っている事実が明らかになるおそれがあると認められ、法5条1号後段に該当するものと認められる。また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

(オ) 通番1, 通番4ないし通番5, 通番8, 通番11, 通番13ないし通番17, 通番19, 通番21, 通番25, 通番27ないし通番29, 通番31ないし通番35, 通番39, 通番41, 通番43ないし通番44, 通番47, 通番49, 通番54, 通番60ないし通番64, 通番66ないし通番70, 通番73ないし通番81, 通番83, 通番85ないし通番87, 通番89ないし通番90, 通番92ないし通番99, 通番102ないし通番103, 通番120ないし通番127, 通番129, 通番131ないし通番133, 通番137, 通番139ないし通番140, 通番144ないし通番145, 通番148, 通番150ないし通番157, 通番159ないし通番163, 通番165ないし通番167, 通番169ないし通番171, 通番177ないし通番179, 通番181ないし通番182, 通番186, 通番192ないし通番197

当該部分には、本件労災請求に関連する特定事業場に関する情報が含まれており、これを公にすると、特定の個人が労災請求を行っている事実が明らかになるおそれがあると認められ、法5条1号後段に該当するものと認められる。また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

(カ) したがって、これらの部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

通番4, 通番7ないし通番8, 通番74ないし通番76, 通番89ないし通番90, 通番95ないし通番98, 通番100, 通番159ないし通番160, 通番165ないし通番167及び通番170は、本件労災請求に関連する特定事業場の業務内容や関係資料等であり、一般に公にしていない内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性

(ア) 通番1及び通番129

当該部分は、本件決定書の別紙の一部であり、これを公にすると、労働基準監督機関が行う労災認定に係る調査手法・内容等が明らかとなつて、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) 通番60ないし通番64，通番121ないし通番128，通番151ないし通番155，通番192ないし通番194

当該部分は、本件決定書に係る労災請求に対する処分を行うに当たり、特定労働基準監督署の調査官が特定個人から聴取した内容、及び本件決定書に係る労災請求に対する処分を行う特定労働基準監督署の調査官及び東京労働者災害補償保険審査官からの要請に基づく依頼文書及び医師が作成した意見書の内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、本件労災請求に関連する特定個人や医師等の関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直な意見や医学的見解等を申述することをちゅうちょし、当該機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、これらの部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「法5条6号に該当することにより不開示とされた箇所の全てについては、国の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が実態として含まれていない」として、本件対象文書を開示すべきである旨主張している。

しかし、何人も開示請求を行うことができる法の開示請求権制度においては、本件労災請求に関連する情報が明らかにされることで、当該労災の関係者によって労災の当事者が特定され、その権利利益が害されるなどのおそれを否定できないことから、上記2のとおり判断したものである。

4 付言

(1) 本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」では、その多くの部分において、法5条各号の条文の規定を引き写しており、本件対象文書のうちそれらに当たる情報が各規定に「該当するため、不開示とした」旨記載している。

本件においては、審査請求人が理由の提示の不備を争っておらず、不開示部分の開示を求めていること等にも鑑み、原処分を取り消すまでには至らないものの、不開示とした部分及びその理由を具体的に特定していない開示決定等は、法5条及び行政手続法8条1項の規定に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後、関係各規定を踏まえて適切な処分理由の記載を徹底する必要がある。

(2) 本件開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」欄を確認すると、本件開示請求文言を引き写して記載し、原処分を行ったことが認められる。また、本件対象文書は、具体的な文書名等が明らかにされないまま、大部分のページが全面不開示とされ、当該全面不開示のページを除いた「A4判198枚」が、開示実施文書の枚数として開示決定通知書に記載されているのみであり、更にこの198枚と、実際に開示された文書の枚数との間には、大きな乖離があることが認められる。

原処分においては、特段の支障がない限り、特定した文書名を具体的に記載するなどにより、どのような文書を特定したかを分かりやすく示すことが適当であり、また、開示の実施に係る事務の処理に正確を期し、開示の対象となる文書の分量を正確に提示することが求められる。処分庁においては、今後、これらの点について、適切な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、3号ロ及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びホに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号ロ及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号，文書名及び頁		2 原処分時における不開示部分					3 2 欄の不開示を維持する部分のうち開示すべき部分	
		該当箇所			法5条各号該当性	通番		
		原処分における不開示部分	新たに開示する部分	不開示を維持する部分				
対象文書1								
文書1	決定書	—	1頁 ・1行目6文字目ないし9文字目 ・3行目6文字目ないし4行目 ・5行目10文字目ないし9行目 ・10行目10文字目ないし11文字目 ・14行目1文字目ないし2文字目，12文字目ないし19文字目，15行目37文字目ないし16行目 ・19行目29文字目ないし30文字目，20行目18	1頁 ・1行目6文字目ないし9文字目 4頁 ・15行目ないし17行目 5頁 ・「○第○号証」の全て ・19行目13文字目ないし23文字目，21行目13文字目ないし18文字目 6頁 ・「○第○号証」の全て 7頁 ・「○第○号証」の全て ・10行目	左欄を除く不開示部分	1号，2号イ及びロ，6号柱書き	1	—

		<p>文字目ないし25文字目 2頁 ・2行目4文字目ないし20文字目, 5行目ないし19行目, 25行目ないし29行目 3頁 ・1行目 ・6行目ないし11行目(項番部分を除く) ・13行目ないし32行目(項番部分を除く) 4頁 ・1行目ないし9行目(項番部分を除く) ・12行目ないし13行目 ・15行目ないし30行目(項番部分を除く) 5頁ないし</p>	<p>4文字目ないし14文字目, 13行目15文字目ないし17文字目, 17行目4文字目ないし9文字目, 18行目15文字目ないし17文字目, 26行目17文字目ないし21文字目 8頁 ・「○第○号証」の全て ・7行目5文字目ないし14文字目, 8行目5文字目ないし20文字目, 22行目11文字目ないし13文字目, 25行目11文字目ないし13文字目, 29行目16文字目ないし</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--

		6頁 ・全ての部分（項番部分を除く）	いし18文字目，31行目20文字目ないし24文字目				
		7頁 ・全ての部分（9行目，項番部分を除く）	9頁 ・「○第○号証」の全て				
		8頁ないし10頁 ・全ての部分（項番部分を除く）	・1行目20文字目ないし24文字目				
		11頁 ・全ての部分（7行目及び項番を除く）	10頁 ・「○第○号証」の全て				
		12頁 ・全ての部分（30行目及び項番を除く）	11頁 ・「○第○号証」の全て				
		13頁 ・全ての部分（1行目ないし2行目，4行目及び項番を除く）	・9行目19文字目ないし10行目2文字目，14行目4文字目ないし12文字目，18行目8文字目ないし				
		14頁ないし56頁 ・全ての部分（項番を除く）	16文字目，22行目8文字目ないし16文字目，26行目9文				

		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての部分（17行目及び項番を除く） 58頁ないし59頁，60頁（28行目及び項番を除く），61頁ないし70頁 ・全ての部分（項番を除く） 71頁 ・全ての部分（7行目ないし9行目冒頭3文字及び項番を除く） 72頁ないし93頁 ・全ての部分（項番を除く） 94頁 ・1行目ないし15行目（項番を除く） 95頁 ・全ての部分（1行目，受付印（日付，特 	<ul style="list-style-type: none"> 字目ないし17文字目，28行目8文字目ないし16文字目，32行目8文字目ないし16文字目 12頁 ・「○第○号証」の全て ・4行目8文字目ないし16文字目，6行目19文字目ないし7行目2文字目，10行目27文字目ないし11行目6文字目，14行目22文字目ないし15行目1文字目，18行目1文字目 5文字目，18文字目ないし19行目1文字目 ・22行目 				
--	--	---	--	--	--	--	--

		定監督署名を除く)を除く) 96頁 ・全ての部分(受付印(日付, 特 定監督署名を除く)を除く) 97頁 ・全ての部分(1行目, 受付印(日付, 特 定監督署名を除く)を除く) 98頁ないし100頁 ・全ての部分 101頁 ・全ての部分(1行目, 受付印(日付, 特 定監督署名を除く)を除く) 102頁ないし105頁 ・全ての部分 106頁 ・全ての部	20文字目ないし28文字目 ・26行目 20文字目ないし25文字目 13頁 ・号証全ての() 含む) 16頁ないし17頁 ・号証全ての() 含む) 19頁ないし24頁 ・「○第○号証」の全て(記号として()含む) 31頁 ・「○第○号証」の全て(記号として()含む) 35頁 ・「○第○号証」の全て(記号と				
--	--	--	---	--	--	--	--

		分（1行目，受付印（日付，特定監督署名を除く）を除く）を 107頁ないし109頁 ・全ての部分 110頁 ・全ての部分（1行目及び受付印（日付，特定監督署名を除く）を除く）を 111頁ないし115頁 ・全ての部分 116頁 ・全ての部分（1行目，受付印（日付，特定監督署名を除く）を除く）を 117頁ないし119頁 ・全ての部分	しての（）含む） 37頁ないし38頁 ・「○第○号証」の全て（記号として）の（）含む） 44頁 ・「○第○号証」の全て（記号として）の（）含む） 46頁 ・「○第○号証」の全て（記号として）の（）含む） 57頁 ・「○第○号証」の全て（記号として）の（）含む） 61頁 ・「○第○号証」の全て（記号として）の				
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>120頁 ・全ての部分（1行目を除く）</p> <p>121頁ないし126頁 ・全ての部分</p> <p>127頁 ・全ての部分（1行目を除く）</p> <p>128頁～139頁 ・全ての部分</p>	<p>（ ） 含む）</p> <p>64頁 ・「○第○号証」の全て（記号として の（ ） 含む）</p> <p>67頁ないし69頁 ・「○第○号証」の全て（記号として の（ ） 含む）</p> <p>71頁 ・「○第○号証」の全て（記号として の（ ） 含む）</p> <p>73頁ないし74頁 ・「○第○号証」の全て（記号として の（ ） 含む）</p> <p>76頁 ・「○第○号証」の全て（記号として の</p>				
--	--	---	---	--	--	--	--

				() 含む) 80頁ないし82頁 ・「○第○号証」の全て(記号としての) () 含む) 95頁 ・2行目				
文書 2	甲号証表紙	1	全ての部分	全ての部分 (氏名, 役職, 特定監督署名を除く)	左欄を除く不開示部分	1号	2	—
文書 3	甲第1号証	2~4	全ての部分	3頁ないし4頁 ・様式部分の全て(3行目, 郵便の裏面を除く), 郵便はがき部分の全て	左欄を除く不開示部分	1号	3	—
文書 4	甲第2号証	5~25	全ての部分	5頁 ・1行目, 3行目ないし6行目	左欄を除く不開示部分	1号, 2号イ	4	—
文書 5	甲第3号証	26	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ	5	—
文書 6	甲第4号証	27~28	全ての部分	—	不開示部分	1号	6	—
文書 7	甲第5号証	29~6	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ	7	—

		8				及 び 口, 6 号柱書 き		
文書 8	甲第6号 証	69 ~7 2	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及 び 口, 6 号柱書 き	8	—
文書 9	甲第7号 証	73	全ての部分	—	不開示 部分	1号	9	—
文書 10	甲第8号 証	74 ~7 5	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ	10	—
文書 11	甲第9号 証	76 ~8 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ	11	—
文書 12	甲第10 号証	81	全ての部分	—	不開示 情報	1号	12	—
文書 13	甲第11 号証	82 ~9 1	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ	13	—
文書 14	甲第12 号証	92 ~9 3	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ	14	—
文書 15	甲第13 号証	94 ~9 5	全ての部分	・様式部分 の全て, 受 付印 (日 付, 特定監 督署名を除 く) ・宛先部分 (特定監督 署名を除 く)	左欄を 除く不 開示部 分	1号, 2号イ	15	—
文書	甲第14	96	全ての部分	・様式部分	左欄を	1号,	16	—

16	号証	～9 7		の全て、受 付印（日 付、特定監 督署名を除 く） ・宛先部分 （特定監督 署名を除 く）	除く不 開示部 分	2号イ		
文書 17	甲第15 号証	98 ～1 01	全ての部分	—	不開示 部分	1号、 2号イ 及び び口、6 号柱書 き	17	—
文書 18	甲第16 号証	10 2～ 12 4	全ての部分	—	不開示 部分	1号、 2号イ 及び び口、6 号柱書 き	18	—
文書 19	甲第17 号証	12 5	全ての部分	—	不開示 部分	1号、 2号イ 及び び口、6 号柱書 き	19	—
文書 20	甲第18 号証	12 6～ 13 2	全ての部分	—	不開示 部分	1号、 2号イ	20	—
文書 21	甲第19 号証	13 3～ 13 5	全ての部分	—	不開示 部分	1号、 2号イ	21	—
文書 22	甲第20 号証	13 6～	全ての部分	—	不開示 部分	1号、 2号	22	—

		1 3 9				イ, 6 号柱書 き		
文書 2 3	甲第 2 1 号証	1 4 0 ~ 1 4 7	全ての部分	—	不開示 部分	1 号, 2 号イ 及 び ロ, 6 号柱書 き	2 3	—
文書 2 4	甲第 2 2 号証	1 4 8 ~ 1 5 6	全ての部分	—	不開示 部分	1 号, 2 号イ 及 び ロ, 6 号柱書 き	2 4	—
文書 2 5	甲第 2 3 号証	1 5 7 ~ 1 6 5	全ての部分	—	不開示 部分	1 号, 2 号イ 及 び ロ, 6 号柱書 き	2 5	—
文書 2 6	甲第 2 4 号証	1 6 6 ~ 1 6 8	全ての部分	—	不開示 部分	1 号, 2 号イ 及 び ロ, 6 号柱書 き	2 6	—
文書 2 7	甲第 2 5 号証	1 6 9 ~ 2 1 6	全ての部分	—	不開示 部分	1 号, 2 号イ 及 び ロ, 6 号柱書 き	2 7	—
文書 2 8	甲第 2 6 号証	2 1 7 ~ 2 1 8	全ての部分	2 1 7 頁 ・ 1 行目, 3 行目ない し 8 行目,	左欄を 除く不 開示部 分	1 号, 2 号イ	2 8	—

				受付印（日 付け部分を 除く）				
文書 29	甲第27 号証	21 9～ 22 7	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ	29	—
文書 30	甲第28 号証	22 8～ 23 5	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	30	—
文書 31	甲第29 号証	23 6～ 24 7	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	31	—
文書 32	甲第30 号証	24 8～ 28 1	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	32	—
文書 33	甲第31 号証	28 2～ 32 9	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	33	—
文書 34	甲第32 号証	33 0～ 36 5	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	34	—

文書 35	甲第33 号証	36 6～ 38 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	35	—
文書 36	甲第34 号証	38 1～ 38 8	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ	36	—
文書 37	甲第35 号証	38 9～ 39 7	全ての部分	397頁 ・1行目, 3行目ない し8行目, 受付印(日 付け部分を 除く)	左欄を 除く不開 示部分	1号, 2号イ	37	—
文書 38	乙号証表 紙	1	全ての部分	全ての部分 (氏名, 役 職, 特定監 督署名を除 く)	左欄を 除く不開 示部分	1号	38	—
文書 39	乙第1号 証	2	全ての部分	・様式部分 の全て, 受 付印(日 付, 特定監 督署名を除 く) ・宛先部分 (特定監督 署名を除 く)	左欄を 除く不開 示部分	1号, 2号イ	39	—
文書 40	乙第2号 証	3	全ての部分	—	不開示 部分	1号	40	—
文書 41	乙第3号 証	4～ 6	全ての部分	様式部分の 全て, 帳票 種別欄, デ	左欄を 除く不開 示部	1号	41	—

				一タ受付番号欄	分			
文書 4 2	乙第 4 号 証	7	全ての部分	様式部分の 全て（3行 目，郵便の 裏面を除 く），郵便 はがき部分 の全て	左欄を 除く不 開示部 分	1号	4 2	—
文書 4 3	乙第 5 号 証	8	全ての部分	・様式部分 の全て，受 付印（日 付，特定監 督署名を除 く） ・宛先部分 （特定監督 署名を除 く）	左欄を 除く不 開示部 分	1号， 2号イ	4 3	—
文書 4 4	乙第 6 号 証	9～ 10	全ての部分	様式部分の 全て，帳票 種別欄，デ 一タ受付番 号欄	左欄を 除く不 開示部 分	1号	4 4	—
文書 4 5	乙第 7 号 証	1 1	全ての部分	様式部分の 全て（3行 目，郵便の 裏面を除 く），郵便 はがき部分 の全て	左欄を 除く不 開示部 分	1号	4 5	—
文書 4 6	乙第 8 号 証	1 2 ～ 1 3	全ての部分	—	不開示 部分	1号	4 6	—
文書 4 7	乙第 9 号 証	1 4 ～ 3 0	全ての部分	1 4 頁 ・ 3 行目 1 3 文字目な	左欄を 除く不 開示部	1号， 2号イ 及 び	4 7	—

				いし17文字目	分	ロ, 6号柱書き		
文書 48	乙第10 号証	31 ~3 7	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及びロ	48	—
文書 49	乙第11 号証	38 ~3 9	全ての部分	—	不開示 部分	1号	49	—
文書 50	乙第12 号証	40 ~4 1	全ての部分	—	不開示 部分	1号	50	—
文書 51	乙第13 号証	42	全ての部分	—	不開示 部分	1号	51	—
文書 52	乙第14 号証	43	全ての部分	—	不開示 部分	1号	52	—
文書 53	乙第15 号証	44	全ての部分	様式部分, 受付印(日 付, 特定監 督署名を除 く)	左欄を 除く不 開示部 分	1号	53	—
文書 54	乙第16 号証	45	全ての部分	様式部分, 受付印(日 付, 特定監 督署名を除 く), 宛先 部分(特定 監督署名を 除く)	左欄を 除く不 開示部 分	1号, 2号イ	54	—
文書 55	乙第17 号証	46 ~4 7	全ての部分	—	不開示 部分	1号	55	—
文書 56	乙第18 号証	48 ~4 9	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 6号柱 書き	56	—
文書 57	乙第19 号証	50 ~5	全ての部分	50頁 ・2行目	左欄を 除く不	1号, 2号	57	—

		1		(1文字目ないし2文字目, 11文字目を除く), 5行目	開示部分	イ, 6号柱書き		
文書 58	乙第20 号証	52 ~5 6	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	58	—
文書 59	乙第21 号証	57 ~5 8	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	59	—
文書 60	乙第22 号証	59 ~8 4	全ての部分	59頁 ・1行目 ・2行目ないし4行目 冒頭2文字 ・5行目冒頭4文字 ・7行目20文字目ないし8行目 84頁 ・7行目3文字目ないし9文字目 ・8行目1文字目ないし7文字目	左欄を除く不開示部分	1号, 2号イ, 6号柱書き	60	—
文書 61	乙第23 号証	85 ~9	全ての部分	85頁 ・1行目	左欄を除く不	1号, 2号イ	61	—

		8		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 行目ないし 3 行目冒頭 2 文字 ・ 6 行目冒頭 2 文字 ・ 7 行目冒頭 4 文字 ・ 9 行目 20 文字目ないし 10 行目 9 8 頁 ・ 12 行目 3 文字目ないし 9 文字目 ・ 13 行目 1 文字目ないし 7 文字目 	開示部分	及び び 口, 6 号柱書 き		
文書 62	乙第24 号証	99 ~1 10	全ての部分	<ul style="list-style-type: none"> 99 頁 ・ 1 行目 ・ 2 行目ないし 3 行目冒頭 2 文字 ・ 7 行目冒頭 2 文字 ・ 8 行目冒頭 4 文字 ・ 10 行目 20 文字目ないし 11 行目 110 頁 ・ 16 行目 3 文字目ないし 9 文字 	左欄を 除く不 開示部 分	1 号, 2 号イ 及び び 口, 6 号柱書 き	62	—

				目 ・ 17行目 1文字目ないし7文字目				
文書 63	乙第25 号証	11 1	全ての部分	・ 1行目 ・ 2行目10文字目ないし3行目 ・ 4行目3文字目ないし16文字目 ・ 5行目ないし6行目 ・ 7行目ないし8行目冒頭2文字 ・ 9行目	左欄を除く不開示部分	1号, 2号イ及びびロ, 6号柱書き	63	—
文書 64	乙第26 号証	11 2	全ての部分	・ 1行目 ・ 2行目10文字目ないし3行目 ・ 4行目3文字目ないし16文字目 ・ 5行目ないし6行目 ・ 7行目ないし8行目冒頭2文字 ・ 9行目	左欄を除く不開示部分	1号, 2号イ及びびロ, 6号柱書き	64	—
文書 65	乙第27 号証	11 3～ 11 9	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ	65	—

文書 66	乙第28 号証	12 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ	66	—
文書 67	乙第29 号証	12 1~ 12 2	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ	67	—
文書 68	乙第30 号証	12 3~ 12 7	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ	68	—
文書 69	乙第31 号証	12 8~ 13 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び 口, 6 号柱書 き	69	—
文書 70	乙第32 号証	13 1~ 13 2	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び 口, 6 号柱書 き	70	—
文書 71	乙第33 号証	13 3~ 13 4	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び 口, 6 号柱書 き	71	—
文書 72	乙第34 号証	13 5~ 13 7	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び 口, 6 号柱書 き	72	—
文書 73	乙第35 号証	13 8~ 14	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び	73	—

		3				ロ, 6号柱書き		
文書 74	乙第36号証	14 4~ 16 4	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	74	—
文書 75	乙第37号証	16 5~ 18 5	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	75	—
文書 76	乙第38号証	18 6~ 19 6	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	76	—
文書 77	乙第39号証	19 7~ 20 8	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	77	—
文書 78	乙第40号証	20 9~ 21 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	78	—
文書 79	乙第41号証	21 1~ 22 8	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6	79	—

						号柱書き		
文書 80	乙第42 号証	22 9～ 23 3	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	80	—
文書 81	乙第43 号証	23 4～ 23 7	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	81	—
文書 82	乙第44 号証	23 8～ 26 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	82	—
文書 83	乙第45 号証	26 1	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	83	—
文書 84	乙第46 号証	26 2～ 26 3	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	84	—
文書 85	乙第47 号証	26 4～ 27 5	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書	85	—

						き		
文書 86	乙第48 号証	27 6	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	86	—
文書 87	乙第49 号証	27 7	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	87	—
文書 88	乙第50 号証	27 8	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	88	—
文書 89	乙第51 号証	27 9～ 28 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	89	—
文書 90	乙第52 号証	28 1～ 28 3	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	90	—
文書 91	乙第53 号証	28 4～ 29 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	91	—

文書 9 2	乙第 5 4 号証	2 9 1	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	9 2	—
文書 9 3	乙第 5 5 号証	2 9 2 ~ 2 9 9	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	9 3	—
文書 9 4	乙第 5 6 号証	3 0 0 ~ 3 0 1	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	9 4	—
文書 9 5	乙第 5 7 号証	3 0 2 ~ 3 1 7	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	9 5	—
文書 9 6	乙第 5 8 号証	3 1 8 ~ 3 3 8	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	9 6	—
文書 9 7	乙第 5 9 号証	3 3 9 ~ 3 4 9	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び ロ, 6 号柱書 き	9 7	—
文書	乙第 6 0	3 5	全ての部分	—	不開示	1号,	9 8	—

98	号証	0～ 35 3			部分	2号イ 及び 口, 6 号柱書 き		
文書 99	乙第61 号証	35 4	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び 口, 6 号柱書 き	99	—
文書 10 0	乙第62 号証	35 5～ 36 4	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び 口, 6 号柱書 き	10 0	—
文書 10 1	乙第63 号証	36 5～ 37 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び 口, 6 号柱書 き	10 1	—
文書 10 2	乙第64 号証	37 1～ 38 4	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び 口, 6 号柱書 き	10 2	—
文書 10 3	乙第65 号証	38 5～ 38 7	全ての部分	387頁 ・1行目, 2行目3文 字目ないし 9文字目, 3行目1文 字目ないし 3文字目,	左欄を 除く不 開示部 分	1号, 2号イ 及び 口, 6 号柱書 き	10 3	—

				受付印（日付け部分，特定監督署名を除く）				
文書 104	丙第1号 証	1～ 2	1頁 ・1行目6文字目ないし9文字目 ・日付部分の全て ・審査請求人の氏名，同代理人の氏名 ・特定監督署名 2頁 ・1行目6文字目ないし9文字目	1頁ないし2頁 ・1行目6文字目ないし9文字目	左欄を除く不開示部分	1号	104	—
文書 105	丙第2号 証	3	・1行目6文字目ないし9文字目 ・日付部分の全て ・審査請求代理人の氏名，役職，住所，氏名，電話番号，FAX番号，印影 ・回答に係る部分（項番部分については全て）	1行目6文字目ないし9文字目	左欄を除く不開示部分	1号	105	—

文書 106	丙第3号 証	4～ 5	4頁 ・2行目6 文字目ない し9文字目 ・日付部分 の全て ・審査請求 人氏名，同 代理人の氏 名 ・21行目 2文字目な いし24文 字目	4頁 ・2行目6 文字目ない し9文字目	左欄を 除く不 開示部 分	1号	10 6	—
文書 107	丙第4号 証	6	・日付部分 の全て ・審査請求 代理人の氏 名，役職， 住所，氏 名，電話番 号，FAX 番号，印影 ・回答に係 る部分（項 番部分につ いては全 て）	—	不開示 部分	1号	10 7	—
文書 108	丙第5号 証	7～ 8	7頁 ・2行目6 文字目ない し9文字目 ・日付部分 の全て ・審査請求 人の氏名， 同代理人の	7頁 ・2行目6 文字目ない し9文字目	左欄を 除く不 開示部 分	1号	10 8	—

			氏名 ・ 2 1 行目 2 文字目な いし 2 2 文 字目					
文書 1 0 9	丙第 6 号 証	9	・ 日付部分 の全て ・ 審査請求 代理人の氏 名, 役職, 住 所 , 氏 名, 電話番 号, F A X 番号, 印影 ・ 回答に係 る部分 (項 番部分につ いては全て)	—	不開示 部分	1 号	1 0 9	—
文書 1 1 0	丙第 7 号 証	1 0 ~ 1 1	1 0 頁 ・ 2 行目 6 文字目ない し 9 文字目 ・ 日付部分 の全て ・ 審査請求 人の氏名, 同代理人の 氏名 ・ 2 1 行目 2 文字目な いし 2 2 文 字目	1 0 頁 ・ 2 行目 6 文字目ない し 9 文字目	左欄を 除く不 開示部 分	1 号	1 1 0	—
文書 1 1 1	丙第 8 号 証	1 2	・ 日付部分 の全て ・ 審査請求 代理人の氏	—	不開示 部分	1 号	1 1 1	—

			名，役職，住所，氏名，電話番号，FAX番号，印影 ・回答に係る部分（項番部分については全て）					
文書 11 2	丙第9号 証	13 ～1 4	13頁 ・2行目6文字目ないし9文字目 ・日付部分の全て ・審査請求人の氏名，同代理人の氏名 ・21行目2文字目ないし24文字目	13頁 ・2行目6文字目ないし9文字目	左欄を除く不開示部分	1号	11 2	—
文書 11 3	丙第10号 証	15 ～1 6	15頁 ・2行目6文字目ないし9文字目 ・日付部分の全て ・審査請求人の氏名，同代理人の氏名 ・21行目2文字目ないし24文	15頁 ・2行目6文字目ないし9文字目	左欄を除く不開示部分	1号	11 3	—

			字目					
文書 1 1 4	丙第 1 1 号証	1 7	・日付部分 の全て ・審査請求 代理人の氏 名，役職， 住所，氏 名，電話番 号，F A X 番号，印影 ・回答に係 る部分（項 番部分につ いては全 て）	—	不開示 部分	1 号	1 1 4	—
文書 1 1 5	丙第 1 2 号証	1 8 ～ 1 9	1 8 頁 ・ 2 行目 6 文字目ない し 9 文字目 ・日付部分 の全て ・審査請求 人の氏名， 同代理人の 氏名 ・ 2 1 行目 2 文字目な いし 2 4 文 字目	1 8 頁 ・ 2 行目 6 文字目ない し 9 文字目	左欄を 除く不 開示部 分	1 号	1 1 5	—
文書 1 1 6	丙第 1 3 号証	2 0	・日付部分 の全て ・審査請求 代理人の氏 名，役職， 住所，氏 名，電話番 号，F A X	—	不開示 部分	1 号	1 1 6	—

			番号, 印影 ・ 回答に係 る部分 (項 番部分につ いては全 て)					
文書 117	丙第14 号証	21 ~2 2	21頁 ・ 2行目6 文字目ない し9文字目 ・ 日付部分 の全て ・ 審査請求 人の氏名及 び同代理人 の氏名 ・ 22行目 1文字目な いし22文 字目	21頁 ・ 2行目6 文字目ない し9文字目	左欄を 除く不 開示部 分	1号	11 7	—
文書 118	丙第15 号証	23 ~2 4	23頁 ・ 1行目6 文字目ない し9文字目 ・ 日付部分 の全て ・ 審査請求 人の氏名, 同代理人の 氏名 ・ 特定監督 署名 24頁 ・ 1行目6 文字目ない し9文字目	23頁ない し24頁 ・ 1行目6 文字目ない し9文字目	左欄を 除く不 開示部 分	1号	11 8	—
文書	丙第16	25	・ 1行目6	・ 1行目6	不開示	1号	11	—

119	号証		文字目なし9文字目 ・日付部分の全て ・審査請求代理人の氏名，役職，住所，氏名，電話番号，FAX番号，印影 ・回答に係る部分（項番部分については全て）	文字目なし9文字目	部分		9	
文書120	丙第17号証	26～29	26頁 ・日付部分の全て ・2行目6文字目なし9文字目，4行目，15行目1文字目なし21文字目 ・17行目なし23行目（項番部分を除く） 29頁 ・1行目 ・事業場に係る情報（名称，法	26頁 ・2行目6文字目なし9文字目	左欄を除く不開示部分	1号，2号イ，6号柱書き	120	—

			人番号，商品又は名称，所在地，担当者の所属・氏名，変更履歴情報，URL)					
文書 12 1	丙第18 号証	30 ~3 2	30頁 ・日付部分 の全て ・事業名， 氏名，事業 場印影，住 所，電話番 号，FAX 番号 ・30頁1 3行目ない し31頁1 0行目 ・32頁7 行目ないし 12行目	—	不開示 部分	1号， 2号イ 及び ロ，6 号柱書 き	12 1	—
文書 12 2	丙第19 号証	33 ~4 8	33頁 ・作成日欄 ・事件の表 示欄1行目 6文字目な いし9文字 目，2行目 1文字目な いし23文 字目 ・申立人側 の出席者 ・原処分庁	33頁 ・事件の表 示欄1行目 6文字目な いし9文字 目	左欄を 除く不 開示部 分	1号， 2号イ 及び ロ，6 号柱書 き	12 2	40頁1行 目6文字目 ないし9文 字目

			側の出席者 ・ 発言部分の全て 34頁ないし39頁 ・ 発言部分の全て 40頁 ・ 1行目6文字目ないし9文字目 ・ 2行目6文字目ないし9文字目 ・ 日付部分の全て ・ 審査請求人の氏名，同代理人の氏名，印影 ・ 11行目ないし28行目（項番部分を除く） 41頁ないし48頁 ・ 全ての部分（項番部分を除く）				
文書 123	丙第2049号証	49	・ 2行目5文字目ないし最終文字 ・ 4行目4文字目ないし最終文字 ・ 7行目な	—	不開示部分	1号，2号イ及びロ，6号柱書き	123—

			いし 2 1 行 目 (「本 職:」部分 は除く)					
文書 1 2 4	丙第 2 1 号証	5 0 ~ 5 9	5 0 頁 ・ 日付部分 の全て ・ 事業主, 保険番号, 所在地, 代 表者, 対応 責任者, 連 絡担当の記 載部分 ・ 回答内容 の全て (1 7 行目ない し 1 9 行目 を除く) 5 1 頁ない し 5 8 頁 ・ 回答内容 (項番部分 を除く) の 全て 5 9 頁 ・ 日付部分 の全て ・ 4 行目な いし 1 0 行 目	—	不開示 部分	1 号, 2 号イ 及 び ロ, 6 号柱書 き	1 2 4	—
文書 1 2 5	丙第 2 2 号証	6 0 ~ 6 1	6 0 頁 ・ 2 行目 7 文字目ない し 1 0 文字 目, 3 行 目, 1 4 行	6 0 頁 ・ 2 行目 7 文字目ない し 1 0 文字	左欄を 除く不 開示部 分	1 号, 6 号柱 書き	1 2 5	—

			目 7 文字目 ないし 2 9 文字目, 1 6 行目 3 文 字目ないし 1 3 文字 目, 1 7 行 目 5 文字目 ないし 2 3 文字目, 1 8 行目 4 文 字目ないし 9 文字目, 2 0 行目な いし 3 2 行 目 6 1 頁 ・ 2 行目な いし 3 行目 ・ 5 行目な いし 1 7 行 目 (項番部 分を除く)					
文書 1 2 6	丙第 2 3 号証	6 2 ~ 6 3	6 2 頁 ・ 1 行目 7 文字目ない し 1 0 文字 目, 1 1 行 目ないし 2 6 行目 ・ 医師の氏 名, 印影 ・ 日付部分 の全て ・ 労働者の 氏名欄, 発 病年月日欄	6 2 頁 ・ 1 行目 7 文字目ない し 1 0 文字 目	左欄を 除く不 開示部 分	1 号, 1 2 6 号柱 書き	1 2 6	—

			6 3 頁 ・ 労働者氏名 ・ 4 行目ないし 1 0 行目 ・ 日付部分					
文書 1 2 7	丙第 2 4 号証	6 4 ~ 6 7	6 4 頁 ・ 2 行目 7 文字目ないし 1 0 文字目, 3 行目, 1 4 行目 7 文字目ないし 2 9 文字目, 1 6 行目 3 文字目ないし 1 3 文字目, 1 7 行目 5 文字目ないし 2 3 文字目, 1 8 行目 4 文字目ないし 9 文字目, 2 0 行目ないし 3 2 行目 6 5 頁 ・ 2 行目ないし 3 行目 ・ 5 行目ないし 1 2 行目 (項番部分を除く) 6 6 頁	6 4 頁 ・ 2 行目 7 文字目ないし 1 0 文字目	左欄を除く 開示部分	1 号, 2 号イ, 6 号柱書き	1 2 7	-

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 行目 1 文字目ないし 9 文字目, 7 行目 6 文字目ないし 1 1 文字目, 8 行目 1 文字目ないし 2 文字目, 1 5 文字目ないし 1 6 行目 ・ 1 8 行目ないし 3 0 行目 (項番部分を除く) 6 7 頁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目ないし 7 行目 					
文書 1 2 8	丙第 2 5 号証	6 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目 7 文字目ないし 1 0 文字目, 1 1 行目ないし 1 6 行目 ・ 医師の氏名 ・ 労働者の氏名欄, 発病年月日欄 ・ 日付部分 	1 行目 7 文字目ないし 1 0 文字目	左欄を除く不 開示部 分	1 号, 6 号柱 書き	1 2 8	—
対象文書 2								
文書 1	決定書	1 ~ 5 7	1 頁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目 6 文字目ないし 1 0 文字 	1 頁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目 6 文字目ないし 1 0 文字 	左欄を除く不 開示部 分	1 号, 2 号イ 及び 6 号ホ,	1 2 9	—

		目 ・ 3 行目 6 文字目ない し 5 行目 ・ 6 行目 1 0 文字目な いし 1 1 文 字目 ・ 1 0 行目 8 文字目な いし 9 文字 目 ・ 1 3 行目 2 9 文字目 ないし 3 0 文字目 ・ 1 4 行目 1 8 文字目 ないし 2 6 文字目 ・ 1 6 行目 7 文字目な いし 1 9 文 字目 ・ 1 9 行目 ないし 2 3 行目 2 頁 ・ 1 行目な いし 8 行目 ・ 1 3 行目 ないし 2 8 行目 3 頁 ・ 全ての部 分（項番部 分， 1 行目	目 4 頁 ・ 1 7 行目 ないし 2 0 行目 ・ 「○第○ 号証」の全 て 5 頁 ・ 「○第○ 号証」の全 て ・ 7 行目 4 文字目ない し 1 9 文字 目， 1 5 行 目 1 0 文字 目ないし 1 4 文字目， 2 0 行目 1 9 文字目な いし 2 3 文 字目， 2 3 行目 4 文字 目ないし 6 文字目， 2 4 行目 8 文 字目ないし 1 0 文字 目， 2 6 行 目 1 7 文字 目ないし 2 1 文字目， 2 8 行目 1 2 文字目な いし 1 6 文 字目， 3 0	2 号 口， 6 号柱書 き		
--	--	--	---	-------------------------	--	--

		<p>ないし 2 行 目を除く)</p> <p>4 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての部 分 (項番部 分, 1 2 行 目ないし 1 3 行目, 1 6 行目を除 く) <p>5 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての部 分 (項番部 分, 5 行目 ないし 6 行 目を除く) <p>6 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての部 分 (項番部 分を除く) <p>7 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての部 分 (項番部 分, 1 8 行 目を除く) <p>8 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての部 分 (項番部 分, 3 行 目, 6 行目 ないし 7 行 目, 9 行目 を除く) <p>9 頁ないし 3 4 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての部 分 (項番部 	<p>行目 1 2 文 字目ないし 1 6 文字 目, 3 2 行 目 1 2 文字 目ないし 1 6 文字目</p> <p>3 行目, 1 6 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「○第○ 号証」の全 て ・ 1 0 行目 6 文字目な いし 8 文字 目, 1 2 行 目 5 文字目 ないし 1 1 文字目, 2 7 行目 5 文 字目ないし 1 1 文字目 <p>7 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「○第○ 号証」の全 て ・ 1 5 行目 5 文字目な いし 1 1 文 字目, 2 0 行目 1 8 文 字目ないし 2 1 行目 2 文字目, 2 3 行目 1 0 文字目ない し 1 2 文字 目, 2 4 文 			
--	--	--	---	--	--	--

		分を除く) 35頁 ・1行目ないし10行目(項番部分を除く) 36頁 ・全ての部分(1行目を除く) 37頁ないし57頁 ・全ての部分	字目ないし24行目5文字目, 25行目12文字目ないし15文字目, 27文字目ないし26行目8文字目, 27行目12文字目ないし57頁 ・「○第○号証」の全て(記号として()含む) 20頁ないし23頁 ・「○第○号証」の全				
--	--	--	---	--	--	--	--

				て（記号として（ ）含む） 26頁ないし28頁 ・「○第○号証」の全て（記号として（ ）含む） 30頁 ・「○第○号証」の全て（記号として（ ）含む）				
文書 2	甲号証 I 表紙	1	全ての部分	全ての部分 （氏名，特定監督署名を除く）	左欄を除く不開示部分	1号	130	—
文書 3	甲第1号 証	2～ 3	全ての部分	2頁 ・宛先部分，受付印（日付部分を除く）	左欄を除く不開示部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ， 2号ロ	131	—
文書 4	甲第2号 証	4～ 43	全ての部分	—	不開示部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ， 2号ロ	132	—
文書 5	甲第3号 証	44 ～5 51	全ての部分	—	不開示部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ，	133	—

						2号ロ		
文書 6	甲号証Ⅰ 小包送付 票	55 2	全ての部分	・様式部分 の全て ・「お届け 先」の全て の部分，受 付印（日付 部分を除 く）	左欄を 除く不 開示部 分	1号	13 4	—
文書 7	甲号証Ⅱ 表紙	1	全ての部分	全ての部分 （氏名，特 定監督署名 を除く）	左欄を 除く不 開示部 分	1号	13 5	—
文書 8	甲第4号 証	2	全ての部分	—	不開示 部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ， 2号ロ	13 6	—
文書 9	甲第5号 証	3～ 11 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ， 2号ロ	13 7	—
文書 10	甲第6号 証	11 1	全ての部分	—	不開示 部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ， 2号ロ	13 8	—
文書 11	甲第7号 証	11 2～ 11 8	全ての部分	—	不開示 部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ， 2号ロ	13 9	—
文書 12	甲第8号 証	11 9～ 65 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ，	14 0	—

						2号口		
文書 13	甲号証Ⅱ 小包送付 票	65 1	全ての部分	・様式部分 の全て ・「お届け 先」の全て の部分、受 付印（日付 部分を除 く）	左欄を 除く不 開示部 分	1号	14 1	—
文書 14	乙号証Ⅰ 表紙	1	全ての部分	全ての部分 （氏名、特 定監督署名 を除く）	左欄を 除く不 開示部 分	1号	14 2	—
文書 15	乙号証Ⅰ 目次	2～ 3	全ての部分	2頁 ・項番部分 及び号証全 て ・1行目1 ～11文字 目 ・2～5行 目 ・6行目4 文字目ない し19文字 目 ・14行目 10文字目 ないし14 文字目 ・19行目 19文字目 ないし23 行目 ・22行目 4文字目な いし6文字	左欄を 除く不 開示部 分	1号、 2号イ 及び6 号ホ、 2号 口、6 号柱書 き	14 3	—

				目 ・ 2 3 行目 8 文字目な いし 1 0 文 字目 ・ 2 5 行目 1 7 文字目 ないし 2 1 文字目 ・ 2 7 行目 1 5 文字目 ないし 1 9 文字目 ・ 2 9 行目 1 6 文字目 ないし 2 0 文字目 3 頁 ・ 項番部分 及び号証全 て ・ 1 行目 1 6 文字目な いし 2 0 文 字目				
文書 1 6	乙第 1 号 証	4 ~ 5	全ての部分	・ 様式部分 の全て、受 付印（日 付、特定監 督署名を除 く） ・ 宛先部分 （特定監督 署名を除 く） ・ 4 頁目様 式の下部に	左欄を 除く不 開示部 分	1 号、 2 号イ 及び 6 号ホ	1 4 4	—

				ある印（2 枠目ないし 4枠目） ・帳票種別 欄				
文書 17	乙第2号 証	6	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号ロ	14 5	—
文書 18	乙第3号 証	7	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ	14 6	—
文書 19	乙第4号 証	8	全ての部分	—	不開示 部分	1号	14 7	—
文書 20	乙第5号 証	9～ 10	全ての部分	様式部分の 全て、帳票 種別欄、デ ータ受付番 号欄	左欄を 除く不 開示部 分	1号	14 8	—
文書 21	乙第6号 証	11 ～1 3	全ての部分	11頁 ・様式部分 の全て（4 行目、郵便 の裏面を除 く）、郵便 はがき部分 の全て	左欄を 除く不 開示部 分	1号	14 9	—
文書 22	乙第7号 証	14 ～3 6	全ての部分	14頁 ・3行目1 3文字目な いし17文 字目	左欄を 除く不 開示部 分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 ロ, 6 号柱書 き	15 0	—

文書 23	乙第8号 証	37 ~4 3	全ての部分	37頁 ・1行目 ・2行目ないし4行目 1文字目ないし2文字目 ・5行目1文字目ないし4文字目 ・7行目4 2頁 ・12行目 3文字目ないし9文字目 ・13行目 1文字目ないし7文字目	左欄を除く不開示部分	1号, 2号イ及び6号ホ, 2号ロ, 6号柱書き	15 1	—
文書 24	乙第9号 証	44 ~4 6	全ての部分	44頁 ・1行目 ・2行目1文字目ないし2文字目 ・3行目1文字目ないし5文字目 ・4行目1文字目ないし3文字目 ・5行目1文字目ないし4文字目 ・8行目1文字目ないし4文字目	左欄を除く不開示部分	1号, 2号イ及び6号ホ, 2号ロ, 6号柱書き	15 2	—

				46頁 ・17行目				
文書 25	乙第10 号証	47 ～4 9	全ての部分	47頁 ・1行目 ・2行目1 文字目ない し4文字目 ・3行目1 文字目ない し2文字目 ・4行目1 文字目ない し3行目 ・5行目1 文字目ない し4文字目 ・6行目1 文字目ない し5文字目 ・7行目	左欄を 除く不 開示部 分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 ロ, 6 号柱書 き	15 3	—
文書 26	乙第11 号証	50	全ての部分	・1行目 ・2行目1 文字目ない し4文字目 ・3行目1 文字目ない し5文字目 ・4行目1 文字目ない し3行目 ・5行目1 文字目ない し4文字目 ・6行目1 文字目ない し4文字目 ・7行目	左欄を 除く不 開示部 分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 ロ, 6 号柱書 き	15 4	—

				・ 1 5 行目				
文書 27	乙第12 号証	51	全ての部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目 ・ 2 行目 1文字目ないし4文字目 ・ 3 行目 1文字目ないし5文字目 ・ 4 行目 1文字目ないし3行目 ・ 5 行目 1文字目ないし4文字目 ・ 6 行目 1文字目ないし4文字目 ・ 7 行目 ・ 1 5 行目 	左欄を除く不開示部分	1号, 2号イ及び6号ホ, 2号ロ, 6号柱書き	155	—
文書 28	乙第25 号証	52	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ及び6号ホ, 2号ロ, 6号柱書き	156	—
文書 29	乙第26 号証	53 ～7 8	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ及び6号ホ, 2号ロ, 6号柱書き	157	—
文書 30	乙第27 号証	79 ～8	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ	158	—

		4				及び6号ホ, 2号口, 6号柱書き		
文書 31	乙第28号証	85 ~90	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ 及び6号ホ, 2号口, 6号柱書き	159	—
文書 32	乙第29号証	91	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ 及び6号ホ, 2号口, 6号柱書き	160	—
文書 33	乙第30号証	92 ~93	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ 及び6号ホ, 2号口, 6号柱書き	161	—
文書 34	乙第31号証	94 ~97	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ 及び6号ホ, 2号口, 6号柱書	162	—

						き		
文書 35	乙第32 号証	98 ～1 05	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 ロ, 6 号柱書 き	16 3	—
文書 36	乙第33 号証	10 6～ 12 1	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 ロ, 6 号柱書 き	16 4	—
文書 37	乙第34 号証	12 2～ 14 3	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 ロ, 6 号柱書 き	16 5	—
文書 38	乙第35 号証	14 4～ 16 1	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 ロ, 6 号柱書 き	16 6	—
文書 39	乙第36 号証	16 2～ 16 6	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ,	16 7	—

						2号口, 6号柱書き		
文書 40	乙第37 号証	16 7	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 口, 6 号柱書 き	16 8	—
文書 41	乙第38 号証	16 8～ 18 1	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 口, 6 号柱書 き	16 9	—
文書 42	乙第39 号証	18 2	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 口, 6 号柱書 き	17 0	—
文書 43	乙第40 号証	18 3	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 口, 6 号柱書 き	17 1	—
文書	乙第41	18	全ての部分	—	不開示	1号,	17	—

44	号証	4～ 21 2			部分	2号イ 及び6 号ホ, 2号 ロ, 6 号柱書 き	2	
文書 45	乙号証Ⅰ 小包送付 票	21 3	全ての部分	<ul style="list-style-type: none"> ・様式部分の全て ・「お届け先」の全て ・「ご依頼主」欄の「おなまえ」3文字目ないし12文字目 ・受付印（日付部分を除く） 	左欄を除く不開示部分	1号	17 3	—
文書 46	乙号証Ⅱ 表紙	1	全ての部分	全ての部分（氏名, 特定監督署名を除く）	左欄を除く不開示部分	1号	17 4	—
文書 47	乙号証Ⅱ 目次	2	全ての部分	<ul style="list-style-type: none"> ・項番部分及び号証全て ・1行目1文字目ないし11文字目 ・2行目ないし5行目 	左欄を除く不開示部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 6号柱 書き	17 5	—
文書 48	乙第18 号証	3～ 9	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ	17 6	—

文書 49	乙第19 号証	10 ～1 5	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 6号柱 書き	17 7	—
文書 50	乙第20 号証	16 ～2 0	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 6号柱 書き	17 8	—
文書 51	乙第21 号証	21 ～2 2	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 6号柱 書き	17 9	—
文書 52	乙第22 号証	23 ～2 4	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 6号柱 書き	18 0	—
文書 53	乙第23 号証	25	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 6号柱 書き	18 1	—
文書 54	乙第24 号証	26 ～9 26	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 6号柱 書き	18 2	—
文書	乙号証Ⅲ	1	全ての部分	全ての部分	左欄を	1号	18	—

55	表紙			(氏名, 特定監督署名を除く)	除く不開示部分		3	
文書 56	乙号証Ⅲ 目次	2	全ての部分	・項番部分及び号証全て ・1行目1文字目ないし11文字目 ・2行目ないし5行目	左欄を除く不開示部分	1号, 2号イ及び6号ホ, 2号ロ, 6号柱書き	184	—
文書 57	乙第13号証	3～4	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ及び6号ホ, 2号ロ, 6号柱書き	185	—
文書 58	乙第14号証	5～55	全ての部分	—	不開示部分	1号, 2号イ及び6号ホ, 2号ロ, 6号柱書き	186	—
文書 59	乙第15号証	56～64	全ての部分	56頁 ・上部欄外のスタンプに係る様式部分 ・1行目3文字目ないし最後文字 ・3行目1	左欄を除く不開示部分	1号, 2号イ及び6号ホ, 2号ロ, 6号柱書き	187	—

				文字目ないし2文字目 ・4行目 ・5行目1 3文字目ないし7行目 ・8行目1 文字目ないし7文字目 ・9行目1 文字目ないし6文字目 56頁ないし64頁 ・受付印 (日付部分, 特定監督署名を除く)				
文書 60	乙第16 号証	65 ~7 88	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 ロ, 6 号柱書 き	18 8	—
文書 61	乙第17 号証	78 9	全ての部分	—	不開示 部分	1号, 6号柱 書き	18 9	—
文書 62	丙第1号 証	1~ 2	1頁 ・1行目6 文字目ない し10文字 目 ・日付部分 の全て	1頁 ・1行目6 文字目ない し10文字 目 2頁 ・1行目6	左欄を 除く不 開示部 分	1号	19 0	—

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人の氏名，特定監督署名 2 頁 ・ 1 行目 6 文字目ないし 1 0 文字目 ・ 2 行目 1 文字目ないし 2 文字目 ・ 1 2 行目 7 文字目ないし 8 文字目 ・ 1 6 行目 1 3 文字目ないし 1 4 文字目 	文字目ないし 1 0 文字目				
文書 6 3	丙第 2 号 証	3 ~ 1 1	<ul style="list-style-type: none"> 3 頁 ・ 1 行目 6 文字目ないし 1 0 文字目 ・ 日付部分の全て ・ 審査請求人の住所，氏名，電話番号の全て ・ 回答に係る部分（項番については全て） 4 頁 ・ 日付部分 	<ul style="list-style-type: none"> 3 頁 ・ 1 行目 6 文字目ないし 1 0 文字目 5 頁 ・ 1 行目 7 文字目ないし 1 1 文字目 6 頁 ・ 5 行目 1 7 文字目ないし 2 1 文字目 8 頁 ・ 5 行目 1 	左欄を除く不 開示部 分	1 号	1 9 1	—

		<p>の全て ・住所，氏名，郵便番号 5頁 ・1行目7文字目ないし11文字目 ・日付部分</p> <p>の全て ・審査請求人の氏名 6頁 ・5行目17文字目ないし21文字目，15行目1文字目ないし2文字目 ・日付部分</p> <p>の全て 7頁 ・日付部分</p> <p>の全て 8頁 ・5行目17文字目ないし21文字目 ・日付部分</p> <p>の全て ・9行目ないし14行目（ ）部分（空欄部</p>	<p>7文字目ないし21文字目 10頁 ・1行目7文字目ないし11文字目</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			分も含む) ・住所，氏名，電話番号の全て 9頁 ・日付部分の全て ・郵便はがき裏面の下部にある手書き部分 10頁 ・1行目7文字目ないし11文字目 ・日付部分の全て ・審査請求人の氏名，特定時刻					
文書 64	丙第3号 証	12 ～1 4	12頁 ・2行目3文字目ないし18文字目，3行目1文字目ないし16文字目，4行目3文字目ないし8文字目，5行目3文字目ないし6文字目，6行目5文字目ないし8文	—	不開示 部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ， 6号柱 書き	19 2	—

			字目， 10 文字目， 1 2文字目， 7行目冒頭 10文字目 ・ 9行目な いし23行 目（項番部 分除く） 13頁 ・ 全ての部 分（項番部 分除く） 14頁 ・ 1行目な いし9行目 （項番部 分除く）					
文書 65	丙第4号 証	15	・ 2行目な いし4行目 （項目部分 除く） ・ 8行目な いし18行 目（項番部 分除く）	—	不開示 部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ， 2号 ロ， 6 号柱書 き	19 3	—
文書 66	丙第5号 証	16 ～1 7	16頁 ・ 2行目な いし4行目 （項目部分 除く） ・ 8行目な いし24行 目（項番部 分除く） 17頁 ・ 1行目な	—	不開示 部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ， 2号 ロ， 6 号柱書 き	19 4	—

			いし 1 3 行 目 (項番部 分除く)					
文書 6 7	丙第 6 号 証	1 8 ~ 2 1	1 8 頁 ・ 2 行目 7 文字目ない し 1 1 文字 目, 1 4 行 目 1 文字目 ないし 1 6 文字目 ・ 日付, 会 社名, 氏名 1 9 頁 ・ 3 行目 1 5 文字目な いし 2 1 文 字目, 3 5 文字目, 4 行目 1 文字 目ないし 1 2 文字目 ・ 7 行目な いし 9 行目 (項番部分 除く) 2 0 頁 ・ 表題 ・ 表の内容 全て (項番 部分除く) 2 1 頁 ・ 表題 ・ 表の内容 全て (項番 部分除く) ・ 元号	1 8 頁 ・ 2 行目 7 文字目ない し 1 1 文字 目	左欄を 除く不 開示部 分	1 号, 2 号イ 及び 6 号ホ, 2 号 ロ, 6 号柱書 き	1 9 5	—

文書 68	丙第7号 証	22 ~2 6	22頁 ・1行目6 文字目ない し10文字 目 ・日付, 氏 名 23頁 ・2行目6 文字目ない し10文字 目 ・日付, 会 社名, 氏名 ・15行目 9文字目な いし17文 字目 24頁 ・2行目1 5文字目な いし21文 字目, 35 文字目 ・3行目1 文字目ない し11文字 目 ・6行目な いし8行目 (項番除 く) 25頁 ・表題 ・表の内容 全て(項番 除く)	22頁 ・1行目6 文字目ない し10文字 目 23頁 ・2行目6 文字目ない し10文字 目	左欄を 除く不 開示部 分	1号, 2号イ 及び6 号ホ, 2号 ロ, 6 号柱書 き	19 6	—
----------	-----------	---------------	--	--	------------------------	--	---------	---

			26頁 ・表題 ・表の内容 全て（項番 除く） ・元号					
文書 69	丙第8号 証	27 ～2 8	27頁 ・表題 ・表の内容 全て（項番 除く） ・元号 ・所在地， 名称，事業 主，事業場 印影 ・日付 28頁 ・事業場名 （役職，事 業場名が把 握できる部 分含む） ・氏名，日 付，メール アドレス ・「記」か ら1行目2 文字目ない し12文字 目	—	不開示 部分	1号， 2号イ 及び6 号ホ， 2号 ロ，6 号柱書 き	19 7	—

(注) 当審査会事務局において、2欄の該当箇所等の記載方法を整理した。